

徳島県告示第五百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会に委託した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務